

## 前橋地方裁判所太田支部における労働審判の実施を求める決議

当会は、最高裁判所及び前橋地方裁判所に対し、地域における司法制度が住民にとって利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとなるよう、地域司法の充実を図るため、前橋地方裁判所太田支部において、早急に労働審判を実施することを求める。

以上のとおり、決議する。

2019（平成31）年2月16日

群馬弁護士会定期総会

### 決議の理由

#### 1 地域司法充実の必要性

2001年に発表された司法制度改革審議会の意見書には、「国民の期待に応える司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする」ことが挙げられ、「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）」が目標として掲げられている。

しかし、その後の状況を見てみると、裁判所の支部や家庭裁判所出張所、簡易裁判所等の管轄地域における司法基盤の整備は遅々として進んでおらず、いまだに、前記意見書が掲げる「利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある」司法制度の実現には至っていない。

そのため、前記意見書に掲げる理想を実現するために、地域司法のさらなる充実が求められている。

#### 2 前橋地方裁判所太田支部において労働審判の実施を求める理由

##### （1）全国の実施状況

現在、全国の裁判所支部で労働審判が行われているのは、東京地方裁判所立川支部、福岡地方裁判所小倉支部、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部、広島地方裁判所福山支部の5ヶ所にすぎない。

このうちの、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部、広島地方裁判所福山支部は、日本弁護士連合会と最高裁判所との間で行われた「地域司法の基盤整備に関する協議」において、2017年4月より実施が決定されたものである。

新たに実施された上記3支部についての2年弱の実施状況を見ると、上記3支部においても労働審判の需要があっただけでなく、その成果が出ているとのことである。

## (2) 太田支部の状況

前橋地方裁判所太田支部（太田市・館林市・邑楽郡）の管内人口は、2017年10月1日現在の統計によると40万1969人、桐生支部（桐生市・みどり市）の管内人口を併せると56万3927人となり、前橋地方裁判所本庁（前橋市・伊勢崎市・渋川市・北群馬郡・佐波郡）の管内人口である69万3529人に近い人口を有している。

また、前橋地方裁判所太田支部管内の製造品出荷額は、2017年工業統計調査によると約4兆3813億円であり、群馬県内の本庁・支部管内の中でトップであることはもちろん、北関東（群馬、茨城、栃木）の本庁・支部管内でもトップであること、太田支部管内には、日系ブラジル人を含めた外国人の割合が高いことから、労働問題の需要が多く見込まれる。

実際、2016年度の総合労働相談コーナーにおける総合労働相談件数は、太田総合労働相談センターにおいて1218件であり、本庁所在地である前橋総合労働相談センターの相談件数（845件）をはるかに上回っている。

ところが、前橋地方裁判所太田支部管内から前橋地方裁判所本庁へ移動は、公共交通機関としては電車が考えられるが、直通の電車がなく乗り換えが必要

で、前橋駅で電車を降りた後もバスに乗り換える必要があり、片道1時間半以上かかる（特に、館林地区からの移動時間は2時間を超える）ことから、労働審判の申立を断念しているケースも見受けられる。

### （3）まとめ

労働審判制度は、原則3回の手続において解決が図られるため、迅速な紛争解決手段として利用者からの評価が高い制度である。

裁判所は、制度導入の際、労働審判手続の専門性・特殊性の観点から、当分の間は地方裁判所本庁においてのみ取り扱うこととしたが、現在では、各庁において事件処理のノウハウが蓄積されてきており、実施支部の拡大に支障はなくなっていると考えられる。

実際、2017年4月から新たに開始された上記3支部においては、労働審判が順調に実施されているとのことである。

以上の状況を踏まえると、太田支部管内地域においては、労働審判実施の必要性が高いにもかかわらず、距離的・時間的負担から労働審判を利用しにくい状況にあることから、前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施する必要性は特に高いと考えられる。

- 3 よって、当会は、最高裁判所及び前橋地方裁判所に対し、前橋地方裁判所太田支部において、早期に労働審判を実施することを求める次第である。

以 上